支出月	契約代理業者への支払金支出額	
		販売奨励金支出額
参考事項		

注１　「契約代理業者への支払金支出額」の欄に記載する金額は、契約代理業者への支払金支出額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

２　「販売奨励金支出額」の欄に記載する金額は、「契約代理業者への支払金支出額」のうち、契約代理業者による電気通信役務の提供に関する契約の代理等又は端末設備の販売等に応じて支払う額について、百万円を単位として、実際に支出した月別に記載すること。この場合において、百万円未満の端数を切り捨てて得た金額を記入するものとする。

３　１月から３月までの四半期に係る報告にあつては、当該四半期を含む報告年度に係る全ての支出月の「契約代理業者への支払金支出額」及び「販売奨励金支出額」の合計額について、「参考事項」の項にその額を記載すること。

４　注３に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十二に次のように加える。

第３表

電気通信番号の使用状況報告（電気通信事業者間移転番号）

年４月１日から
年３月31日まで

事業者名

番号ポータビリティに係るポートイン数	番号ポータビリティに係るポートアウト数

注１　電気通信番号規則第９条第１項第３号に規定する電気通信番号について記載すること。

２　「番号ポータビリティに係るポートイン数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はＰＨＳの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を他の電気通信事業者から報告対象の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。

３　「番号ポータビリティに係るポートアウト数」の欄は、利用者が当該利用者に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号を変更することなく、携帯電話又はＰＨＳの電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を報告対象の電気通信事業者から他の電気通信事業者へ変更した数を記載すること。

４　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数を自らの番号ポータビリティに係るポートイン数及び番号ポータビリティに係るポートアウト数として含めること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

様式第二十九の次に次のように加える。

様式第30（第10条関係）

ＳＩＭロック解除状況報告

年　月　日から
年　月　日まで

事業者名

発売した移動端末設備の種別数		
	ＳＩＭロックが設定されていないもの	
	ＳＩＭロックの解除に対応しているもの	
ＳＩＭロックを解除した数		
参考事項		

注１　「発売した移動端末設備の種別数」の項については、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話及び携帯電話・ＰＨＳアクセスサービス（ＰＨＳに係るものを除く。）に係る移動端末設備の種類の数を記載すること。

２　「ＳＩＭロックが設定されていないもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、発売時からＳＩＭロックが設定されていないものを記載すること。

３　「ＳＩＭロックの解除に対応しているもの」の項については、「発売した移動端末設備の種別数」のうち、電気通信事業者が利用者の求めに応じＳＩＭロックを解除することとしているものを記載すること。

４　「ＳＩＭロックを解除した数」の項については、報告対象期間中に電気通信事業者が利用者の求めに応じＳＩＭロックを解除した数を記載すること。

５　ＳＩＭロックの解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」の項に当該種別ごとに、その理由を記載すること。

６　注５に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が平成二十七年四月一日以降である報告から適用する。ただし、この省令による改正後の電気通信事業報告規則第二条の二及び第十条の規定については、報告期限が平成二十七年七月一日以降である報告から適用する。